

当月末日締め切り、翌月10日前後に内訳を記載した請求書を作成し、発行しますのでお支払下さい。
お支払頂きますと、領収書を発行致します。

10. 健康上の理由による中止

- ①風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ②当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスの変更または中止することがあります。
その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る必要な措置を講じます。

11. 苦情申立窓口

①当事業所が提供するサービスに関する相談や苦情受け付け窓口

ご利用者ご相談窓口	フィットネステイサービス 未来
管 理 者	坂本 拓美
電話番号	0739-34-2307
FAX番号	0739-34-2308

②外部苦情申し立て機関

みなべ町役場 健康長寿課 介護保険係	電話番号	0739-33-7234
みなべ町地域包括支援センター	電話番号	0739-74-8065
上富田町役場 長寿課	電話番号	0739-33-7340
白浜町役場 民生課 介護保険係	電話番号	0739-43-6593
白浜町地域包括支援センター	電話番号	0739-43-6596
田辺市役所 やすらぎ対策課 介護保険係	電話番号	0739-26-4931
田辺市地域包括支援センター	電話番号	0739-26-9906
和歌山県国民健康保険団体連合会	電話番号	073-427-4665

③苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1)苦情を受け付けた担当者は、苦情処理ノート等に内容の概要を記載する。
その場で対応可能なものであっても、必ず管理者に報告のうえ処理する。
- (2)苦情の内容により、事業所内で処理が可能な場合は、その処理内容を決定のうえ、利用者に説明を行うと共に、その家族にも連絡をとり、直接訪問するなどして説明を行う。
- (3)苦情の内容により、事業所内で処理が行えない場合については管理者を含めた検討会議を行うと共に、当該市町村に連絡し指導又は助言を受け処理内容を決定する。
- (4)利用者に対してサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償について検討する。
- (5)苦情に対する記録簿を作成し、再発防止に役立てるものとする。

12. 事故発生時の対応方法

事故発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡するとともに、各関係機関等へ報告・連絡いたします。
事故発生時に適切な対応を行うためのマニュアルを整備し、職員に周知徹底し、各関係機関等に報告します。

13. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
又緊急連絡先に連絡いたします。

緊急連絡先①	本人との関係	住 所	電話番号(自宅・職場・携帯)
事業所の協力医療機関	協力医療機関の名称	住 所	電話番号
	真寿苑クリニック(森Dr)	田辺市神島台4-1	0739-23-1155

14. 第三者評価の現地状況 無し